

道州制特別区域基本方針の一部変更について【変更概要】

1 本文の変更

総合特別区域法の成立の反映及び計画期間の満了に伴う延長（平成27年度まで）を行うため、該当部分を変更。

2 別表2の追加（法令の特例措置以外の法令に関する措置）

番号	措置の名称	措置の内容（概要）
8	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正	地方自治法施行令を改正し、普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。
9	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正	自家用有償旅客運送ができる者及び旅客の範囲について、平成24年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。

3 別表3の追加（その他提案の趣旨を実現するための措置）

番号	措置の名称	措置の内容（概要）
11	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送の更新の登録に際して必要となる関係者の合意については、書面協議が可能である旨を通知する。 市町村運営有償運送において、デマンド運行を行う路線を字等の区域単位で設定できる旨を通知する。
12	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度で無償運送として実施可能な範囲を明確化し、通知する。 北海道における一般乗用旅客自動車運送事業の最低車両台数の特例について、現行制度上の取扱を平成24年度中に周知する。
13	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月から改正NPO法が施行されることにつき、 国税庁からの認定事務の一般的ノウハウの提供を今後も行う旨 同法に、国と所轄庁との双方向の情報共有規定等が措置済である旨を通知する。

4 その他

「関係法令を改正する」等としていた別表2の5項目について関係法令の改正等が行われたこと、及び、「早期に通知する」としていた別表3の3項目について通知の発出が行われたことを踏まえて、該当部分を変更。